

姫路市スポーツ協会表彰規程

(目的)

第1条 本規程は、姫路市スポーツ協会（以下「本会」という。）が、姫路市スポーツ界の振興や発展に寄与した者又は団体を顕彰することを目的とする。

(対象者)

第2条 表彰の対象は、本会加盟団体等（以下「加盟団体等」という。）に所属する者又は団体とする。

(表彰の種類等)

第3条 表彰の種類は、功労者表彰・優秀指導者表彰とする。

- 2 功労者表彰は、長年にわたり姫路市のスポーツの普及と振興に功績のあった者とする。
- 3 優秀指導者表彰は、次の各号に該当する者又は団体とする。

(1) 最優秀指導者賞

ア オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、世界選手権大会、デフリンピック又はスペシャルオリンピックスに出場した選手を指導したとき。

イ アジア競技大会、ユニバーシアード競技大会、アジアパラ競技大会等において、第8位以内に入賞した選手を指導したとき。

(2) 優秀指導者賞

ア 全国大会において第3位以内に入賞した選手を指導したとき。

イ その他会長が特に優秀と認めた選手を指導したとき。

- 4 前2項の規定による表彰は、9月1日から翌年8月31日までの成績によるものとする。

- 5 功労者表彰及び優秀指導者表彰は、1人1回に限る。

- 6 優秀指導者表彰は、同一年度に同条第3項各号に該当する場合、上位賞を優先とする。

(推薦)

第4条 加盟団体等は、第3条に該当する者又は団体があるときは、毎年8月31日までに、別記様式により推薦するものとする。

(審査及び決定)

第5条 会長は、前条の推薦を受けたときは、理事会に諮り、被表彰者を決定するものとする。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、表彰状及び記念品を授与するものとする。

(表彰時期)

第7条 表彰は、毎年スポーツの日に行う。

ただし、会長が必要と認めた場合は、この限りではない。

附 則

- 1 この規程は、昭和36年10月4日から施行する。
- 2 この規程は、令和2年5月26日から施行する。
- 3 この規程は、令和4年9月1日から施行する。
- 4 この規程は、令和7年5月30日から施行する。